「令和８年 熊本地震に伴う災害義援金」の配分のお知らせ

義援金配分対象者および配分金額

対象被害		熊本県受付分義援金配分額
人的被害（１人当たり）	死亡者	1,000,000 円
	重傷者	100,000 円
住家被害（１世帯当たり）	全壊	1,000,000 円
	大規模半壊	750,000 円
	中規模半壊	500,000 円
	半壊	300,000 円
	準半壊	100,000 円
	一部損壊	50,000 円

令和８年熊本地震の発災直後からたくさんのご支援をいただき、ありがとうございます。皆様から寄せられた義援金について、県および本町の各配分委員会において第１次配分が決定いたしました。

対象となる世帯には、世帯主あてに申請書を送付しています（10月19日（月）までにり災証明書を発行した方。これ以降に発行した方については、順次送付します）ので、必要書類をご準備のうえ申請してください。

- 「死亡者」の申請対象者は、災害弔慰金受給対象者です。
 （災害弔慰金受給対象者とは、死亡した方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母。この遺族が存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡した方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限る））。
- 「重傷者」とは、災害により負傷し医師の治療を受け１か月以上の治療を要する方です。
 被災に直接起因しない場合は対象となりません（被災後の後片付け作業中に骨折をしたなどの２次災害は対象外）。
- 「住家」とは、生活の本拠として居住のために実際使用している建物です（倉庫や納屋・事業所等は対象外）。
- 住家被害の区分は、町が発行する「り災証明書」に記載の区分となります。
- 義援金申請を受付後、先に県受付分の義援金を配分します。町受付分の義援金については、今後の配分委員会にて被害状況を加味し、追加配分いたします。

申請受付開始日および時間

令和８年 11月２日（月）～

（午前）９時～11時30分 / （午後）１時30分～４時30分

※土・日・祝日を除きます。

※申請受付は混雑が予想されますので、世帯ごとに受付日時を割り当てています
（割り当て日時は、申請書と同封の通知に記載）。可能な限り割り当て日時での来庁にご協力をお願いします。

受付場所

町生涯学習センター（町役場）ギャラリーモール

11月16日（月）以降は、町住民生活課 保険係 窓口

夜間受付

日中の受付時間の来庁が難しい方には、夜間受付をご利用ください。

［受付日時］令和８年 11 月５日（木）・12 日（木）　［受付場所］町住民生活課
午後５時 15 分～午後８時

郵送受付

申請書は郵送でも受付しています。郵送申請を希望する方は、下記の郵送先に必要書類を送付してください。
※郵送の場合、必ず「甲佐町災害義援金申請（請求）書」の電話番号欄の記入をお願いします。
（書類不備等がございましたら、確認の連絡をいたします）

〒861-4696
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地４
甲佐町役場　住民生活課　宛

必要書類

①甲佐町災害義援金申請（請求）書
※住家被害の申請書は、対象者に送付します。
※人的被害の申請の場合は、事前に町住民生活課にご相談ください。
②窓口に来る人の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し
③申請者名義の預金通帳・キャッシュカードの写し
④**【死亡者の申請の場合】**申請者が遺族であることを確認できる書類
【重傷者の申請の場合】１か月以上の治療を要することがわかる書類（医師の診断書等）

留意事項

追加配分については、被害区分に応じた額を初回配分時と同じ口座に振り込みますので、
一度申請された方は、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。

「令和７年８月10日からの大雨に伴う災害義援金」の配分のお知らせ

令和７年８月 10 日からの大雨に伴う災害義援金について、熊本県および甲佐町の各配分委員会において追加配分が決定いたしました。

義援金配分対象者および配分金額

対象被害		熊本県受付分義援金		甲佐町受付分義援金
		今までの配分額	今回配分額	今回配分額
人的被害（1人当たり）	死亡者	270,000 円	130,000 円	102,000 円
	行方不明者	270,000 円	130,000 円	102,000 円
	重傷者	27,000 円	13,000 円	11,000 円
住家被害（1世帯当たり）	全壊	270,000 円	130,000 円	102,000 円
	大規模半壊	202,500 円	97,500 円	76,000 円
	中規模半壊	135,000 円	65,000 円	51,000 円
	半壊	81,000 円	39,000 円	30,000 円
	準半壊	27,000 円	13,000 円	11,000 円
	一部損壊	10,000 円	- 円	4,000 円
	やむを得ず被災により住家を解体した世帯	- 円	400,000 円（今までの配分額は差し引く）	102,000 円

- 「重傷者」とは、災害により負傷し医師の治療を受け１か月以上の治療を要する方です。
 被災に直接起因しない場合は対象となりません（被災後の後片付け作業中に骨折をしたなどの２次災害は対象外）
- 「住家」とは、生活の本拠として居住のために実際使用している建物です。
 （倉庫や納屋・事業所等は対象外）
- 住家被害の区分は、町が発行する「り災証明書」に記載の区分となります。

追加配分の配分方法

配分対象者の方は、指定された口座に追加配分額を振り込みますので、再度の申請は不要です。

追加配分の時期

[振込日] 令和８年 11月12日（木）

義援金についてのお問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096-234-1113

詳細は町公式ウェブサイトにも掲載しています

大雨分　地震分